

### 3. フランスにおけるインターネットカフェ関連法令

#### 3.1 フランスにおけるインターネットカフェの現状

フランスの人口は6,050万人<sup>17</sup>、インターネットユーザー数が2,615万人<sup>18</sup>であり、インターネット普及率は43.2%となっている。また、パソコンの普及状況は57.9%<sup>19</sup>である。

フランスのインターネットカフェ<sup>20</sup>の利用料金は、1時間1.50ユーロから5.00ユーロと様々であるが、近隣諸国と比較すると割高であると認識されている。パリなどの都市部には24時間営業の店もある。公衆無線LANサービスを用意しているホテルやレストランも多い。

#### 3.2 インターネットカフェ関連法制の実態<sup>21</sup>

##### 3.2.1 インターネットカフェの利用に際して本人確認を義務付ける法規

フランスでは、2006年1月に「テロとの闘いに関する、並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る2006年1月23日の法律第2006-64号」(以下、「テロ対策新法」と言う)が制定公布された。同法の第5条及び6条によって郵便・電子通信法典の第L34-1条が改正され、インターネット等の交信記録の保存を義務付けられる電子通信事業者の範囲が拡大された。すなわち、同法典第L34-1条の第2項として、「それを主たるまたは副次的な職業活動とし、ネットワークへのアクセスを介しオンライン通信を可能とする無償のものを含む接続を公衆に提供する者」もまた電子通信事業者である旨の規定が追加されたため、インターネットカフェ、Wi-Fi接続業者、レストラン、ホテル、空港等にまで、交信記録の保存義務が課せられることとなった。ここで言う「交信記録」とは、「利用者の識別を可能にする情報、利用された通信端末装置に関するデータ、技術特性並びに各通信の日時及び長さ、要求されたか利用された補足サービスに関するデータ及びそれらサービスのプロバイダー、通信の受信者一名または複数名の識別を可能とするデータ」のことであり、これは「電子通信データの保存に関する2006年3月24日のデクレ第2006-358号」において規定されている。郵便・電子通信法典の第L34-1条において、インターネットカフェを含む電子通信事業者には交信記録の消去または匿名化の義務が課されているが、司法手続きの枠内であればこれらの義務は最長で1年間猶予される。上記のデクレによって、テロ対策のため交信記録の保存期間は1年間と規定された。しかしながら、これらの法令では事業者に対する「本人確認義務」までは明記されていない。

<sup>17</sup> 2005年の推計値。(財)日本ITU協会『ワールドICTビジュアルデータブック2007』2007年7月。

<sup>18</sup> 2005年の推計値。(財)日本ITU協会『ワールドICTビジュアルデータブック2007』2007年7月。

<sup>19</sup> 2005年の推計値。「パソコンの普及状況」とは、その国の人口100人あたりのパソコン台数のこと。(財)日本ITU協会『ワールドICTビジュアルデータブック2007』2007年7月。

<sup>20</sup> フランスではインターネットカフェは「Cyber Café(シバーカフェ)」と呼ばれている。

<sup>21</sup> 本節及び次節の記述にあたり、高山直也「フランスのテロリズム対策」『外国の立法No.228』国立国会図書館(2006年5月)を参考としている。

### 3.2.2 犯罪捜査を目的とした情報通信手段の監視等に関する法規

テロ対策新法の制定にあたっては、2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件において、イギリスのビデオ監視カメラが犯人の割り出しと逮捕に大きな威力を発揮したことが動機のひとつになったと言われている。イギリスに比べるとフランスのビデオ監視カメラは数や性能が劣り、テロ対策として十分な効果が期待できなかったためである。同法では、ビデオ監視カメラ設置目的にテロ防止を追加する、公権力以外の法人にも公道を写すことを可能とする、緊急時における無許可での暫定設置を可能とする、「極めて重要な施設」への設置を義務付ける、撮影画像や記録へのアクセス権を国家警察職員と憲兵隊員へ許可する、などといった内容が盛り込まれている。

また同法の第6条により追加された郵便・電子通信法典の第L34-1-1条では、テロ対策のための情報収集について国家警察や憲兵隊に新たに権限を付与している。インターネットカフェ等の事業者に対して、国家警察や憲兵隊は、「電子通信サービスへの加入者番号または接続番号の識別に関する技術データ、指定された人物の加入者番号または接続番号全般の調査データ、使用された端末装置の位置に関するデータ、並びに、受発信先番号リスト及び通信時間・日時を対象とする加入者の通信に関する技術データ」の提出を要求することができる。

### 3.3 インターネットカフェ関連法令条文

(1)「テロとの闘いに関する、並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る 2006年1月23日の法律第2006-64号」

#### 関連する条項の抜粋訳

2006年1月24日付官報20号1129ページ

本文No1

法律

**「テロとの闘いに関する、並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る 2006年1月23日の法律第2006-64号」**

NOR: INTX0500242L

国民議会(下院)と元老院(上院)は以下の法律を採択し、  
2006年1月19日の憲法院<sup>22</sup>決定第2005-532 DC号に鑑み、  
共和国大統領はこれを発布する。その内容は以下のとおりである。

(中略)

<sup>22</sup> 憲法院 (Conseil constitutionnel) は、法律等の合憲性について制定前審査、施行後の個別審査、命令の作成・審査など、各段階において、合憲性判断全般を行なう機関である。

## 第 2 節 テロ行為に参加している疑いのある者の電話・電子交信に関するテクニカル・データの移動及び伝達の監督に関する規定

(中略)

### 第 5 条

郵便・電子通信法典第 L34 - 1 条の I は、以下の如く記載された項により補完される：

「それを主たるまたは副次的な職業活動とし、ネットワークへのアクセスを介しオンライン通信を可能とする無償のものを含む接続を公衆に提供する者は、本条に基づき電子通信事業者に適用される規定を遵守するものとする。」

### 第 6 条

I. 郵便・電子通信法典第 L34 - 1 条の後に、以下の如く記述された第 L34 - 1 - 1 条を挿入する：

「第 L34 - 1 - 1 条 - テロ行為を未然に防ぐために〔2006 年 1 月 19 日の憲法院決定第 2005 532 DC 号によって違憲と宣言された規定参照〕、その任務を特に担当する国家警察及び国家憲兵隊の該当部署において個別に任命され正規に授権された係官<sup>23</sup>は、第 L34 - 1 条に基づき、第 L34 - 1 条の I に述べられた事業者及び個人によって保存し処理されたデータの伝達を、同事業者及び同個人に要求することができる。」

「上記要求の対象となり得るデータは、電子通信サービスへの加入者番号または接続番号の識別に関する技術データ、指定された人物の加入者番号または接続番号全般の調査データ、使用された端末装置の位置に関するデータ、並びに、受発信先番号リスト及び通信時間・日時を対象とする加入者の通信に関する技術データに限定される。」

「第 1 段落に記載の事業者及び個人が必要あれば提示する追加費用で、上記要求に応えるためにのみ要し、そのために要したことの確認が可能な費用は、金銭的補償の対象となる。」

「係官の要求には理由が付され、その諾否は内相直屬担当官<sup>24</sup>の決定に委ねられる。同担当官は、内務大臣が「治安のための傍受による管理全国委員会」<sup>25</sup>に提示し提案する少なくとも 3 名の名簿に基づき、同委員会によって 3 年の任期で再任可能として指名される。この担当官を代行できる補佐官（複数名）も同様の条件で指名される。また、この担当官は「治安のための傍受による管理全国委員会」に宛てた年間活動報告書を作成する。係官の要求

<sup>23</sup> この「係官」(警察職員)は既出の「その任務を特に担当する国家警察及び国家憲兵隊該当部署において個別に任命され正規に授権された係官」を指す。以下の「係官」も同様。

<sup>24</sup> 原文の *personnalité qualifiée, placée auprès du ministre de l'intérieur* を「内相直屬担当官」と訳した。以下 *personnalité qualifiée* (有資格者, 適任者) とだけある場合にも「内相直屬担当官」と訳した。

<sup>25</sup> 原文の *Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité (CNCIS)* の定訳は「全国治安盗聴管理委員会」であるが、「盗聴」の意味についての誤解を避けるために、説明的に「治安のための傍受による管理全国委員会」と訳した。(1991 年 7 月 10 日のフランスの法律 91-646 号は、例外措置として、国家の安全に関する情報の搜索、テロ防止等を目的として電子通信による通信内容の傍受が認められるとしている。)

は、その理由と共に記録の対象となり、「治安のための傍受による管理全国委員会」に伝達される。」

「上記委員会は、技術データの通信業務に関する監督をいつでもおこなうことができる。本条に定める規則への違反または権利と自由とへの侵害を同委員会が確認した場合には、同委員会は内務大臣に勧告を提出する。内務大臣は確認された違反に対し講じた措置を、15日以内に同委員会に通知するものとする。」

「本条の規定の適用方式は、コンセイユ・デタ（国務院）<sup>26</sup>が、「情報処理及び自由に関する全国委員会」と「治安のための傍受による管理全国委員会」の意見を受けて、要求後の所要手続き<sup>27</sup>、並びに、伝達されたデータの保存条件及び期間を特に明確にするものとして発するデクレ（政令）<sup>28</sup>によって定められる。」

II. デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条の II の後に、以下の如く記述された II の 2 を挿入する：

「II の 2 - テロ行為を未然に防ぐために〔2006 年 1 月 19 日の憲法院決定第 2005 532 DC 号によって違憲と宣言された規定参照〕、その任務を特に担当する国家警察及び国家憲兵隊の該当部署において個別に任命され正規に授権された係官は、I の 1 項と 2 項に述べられたサービス提供者<sup>29</sup>によって保存及び処理されたデータの伝達を、本条を適用して同提供者に要求できる。」

「係官の要求にはその理由が付され、その要求の諾否は、郵便・電子通信法典第 L34 - 1 - 1 条に定める方式に従って同条で指定された内相直屬担当官の決定に委ねられる。「治安のための傍受による管理全国委員会」は同条に定める方式に従って監督をおこなう。」

「本条 II の 2 の規定の適用方式は、コンセイユ・デタが、「情報処理及び自由に関する全国委員会」と「治安のための傍受による監視全国委員会」の意見を受けて、要求後の所要手続き、並びに、伝達されたデータの保存条件及び期間を特に明確にするものとして発するデクレによって定められる。」

III .

1. 電子通信手段を介して発信された通信の秘密に関する 1991 年 7 月 10 日の法律第 91 - 646 号第 4 条第 1 項の第 2 フレーズの最後の文言「または彼らの各々が特に指名した者」は、「または彼らの各々が特に指名した 2 名の者のうち 1 名」と置き換える。

<sup>26</sup> コンセイユ・デタ（国務院）(Conseil d'Etat) は、政府諮問機関（法制局機能）と、行政の最高裁判所の機能を併せ持つ。

<sup>27</sup> 原文の *procédure de suivi des demandes* の直訳は「要求のフォローアップ手続き」であるが、要求を発した後にその要求を完結すべくおこなうべき作業と解して「要求後の所要手続き」と訳した。

<sup>28</sup> デクレ（政令）(*décret*) とは、共和国大統領または首相によって署名された、一般的効力を有する *Règlement*〔行政立法〕または個別的効力を有する執行的決定である。中村絃一、新倉修、今関源成監訳『フランス語法律用語集』三省堂、2002 年 1 月。

<sup>29</sup> 原文の *prestataires* をここでは *provider of a service* と解し「サービス提供者」と訳した。

2. 上記1の法律第19条第1項の第1フレーズの文言「第14条及び」は、「本法律の第14条及び郵便・電子通信法典第L34-1-I条とデジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律第2004-575号第6条を適用して内務大臣に、並びに」と置き換える。
3. 上記1の法律は、第28条となる第27条を含む「最終規定」と題されたV章によって補完される。
4. 上記1の法律に以下の如く記載したIV章を挿入する。

(中略)

#### **第11節 最終規定**

(中略)

#### **第32条**

第3条、第6条及び第9条の規定は2008年12月31日まで適用される。

政府は毎年、本法律の適用に関する報告書を国会に提出する。

2006年1月23日、パリにて作成

(2)「郵便電子通信法典」の第L34-1条<sup>30</sup>

#### 関連する条項の抜粋訳

#### **「郵便・電子通信法典」**

(法律の部)

#### **第2編：電子通信**

#### **第1章：一般規定**

#### **第2節：法制度**

#### **第3款：電子通信ネットワークとサービス利用者の私生活保護**

#### **第L34-1条**

(1984年10月23日の法律第84-93号第6条 1984年10月25日付官報)

(1986年9月30日の法律第86-1067号第110条 1986年10月1日付官報)

(1990年12月29日の法律第99-1170号第1条、第3条及び第5条 1990年12月30日付官報)

(1996年7月26日の法律第96-659号第6条、1996年7月27日付官報)

<sup>30</sup> テロ対策新法の第5条、第6条が修正をかける法令条項である。以下の訳文は、修正が反映された条文の訳である。

( 2001 年 7 月 25 日のオルドナンス<sup>31</sup>第 2001 - 670 号第 18 条 , 2001 年 7 月 28 日付官報 )

( 2004 年 7 月 9 日の法律第 2004 - 669 号第 8 条 I , 2004 年 7 月 10 日付官報 )

( 2004 年 7 月 9 日の法律第 2004 - 669 号第 10 条 I, II , 2004 年 7 月 10 日付官報 )

( 2006 年 1 月 23 日の法律第 2006 - 64 号第 5 条 , 2006 年 1 月 24 日付官報 )

I. 電子通信事業者及び特にその活動がオンライン公衆通信サービスへのアクセスを提供する者は、すべての交信記録<sup>32</sup>を、以下 II, III, IV 及び V の規定を条件として、消去または匿名のものとする。

それを主たるまたは副次的な職業活動とし、ネットワークへのアクセスを介しオンライン通信を可能とする無償のものを含む接続を公衆に提供する者は、本条に基づき電子通信事業者に適用される規定を遵守するものとする。

II. 特定のカテゴリーの技術データを消去または匿名のものとする作業は、刑事犯罪の捜査、確認及び訴追の必要のため、並びに、情報担当司法機関の用に供することを必要あれば可能とすることのみを目的として、その期間を最長で 1 年間に延長できる。「情報処理及び自由に関する全国委員会」の意見を基に採択されたコンセイユ・データのデクレは、事業者<sup>33</sup>の活動及び通信の種類、並びに、政府の求めに応じて同事業者がそのためにおこなうサービス業務<sup>34</sup>に対する確認可能で固有の追加費用について必要ある場合の補償方式に従って、V に定める範囲内で、当該カテゴリーのデータとそれらデータの保存期間を定める。

III. 電子通信サービス業務の提供に対する請求書作成と支払いのために、事業者は、「情報処理及び自由に関する全国委員会」の意見を受けて発せられるコンセイユ・データのデクレによって、同事業者の活動と通信の種類に基づき、V に定める範囲内で決められたカテゴリーの技術情報を、請求書に合法的に異議を唱えられる期間の最後またはその請求書の支払いを受けるために開始した訴追の最後まで、使用、保存及び、必要ある場合には、請求書作成または取り立てによって直接に関係する第三者に伝達できる。

上記事業者はさらに、自らの固有の電子通信サービスを商品化するため、または、付加価値サービスを提供するために、加入者がそれに明らかに一定期間について同意した場合に

<sup>31</sup> 原文の *ordonnance* は法令、政令などとも訳されているが、通常の慣行に従ってカタカナで「オルドナンス」と訳した。オルドナンスとは、憲法の規定により、国会の承認など一定の条件の下に発せられる政令の命令であり、所定の制限内で法律としての効力を有する。中川登『フランス法律基本用語』大修館書店、1999 年 2 月。

<sup>32</sup> 原文の *donnée relative au trafic* の直訳は「トラフィックに関するデータ(ログ)」であるが、ここでは「交信記録」と訳した。

<sup>33</sup> 原文のこの箇所では略して *opérateur* 「事業者」となっているが、*opérateurs de communications électroniques* (電子通信事業者)を指すものと理解し、以下でも同様に「事業者」のみでも「電子通信事業者」(電子通信接続業者)と解した。

<sup>34</sup> 原文の *prestations* 「役務」を「サービス業務」と訳した。

は、交信記録の処理を実施できる。その期間は、いかなる場合にも当該サービスの提供または商品化に必要な期間を越えることはできない。また、同事業者は自らのネットワークの安全を確保するために特定のデータを保存できる。

IV. 前記 II と III の規定を損なうことなく、かつ、司法上の調査の必要ある場合を除き、利用者の端末装置の位置探知を可能とするデータは、対象となるデータの種類、処理期間、処理目的及び当該データが第三者のサービスプロバイダーに伝送されるか否かについて正式に通知された加入者の同意のある場合を除き、ルーティング以外の目的で通信中に使用することも、通信終了後に保存し処理することもできない。加入者は、自らの同意の撤回を、その伝達に要する費用を除き無料で、いつでもできる。利用者は与られた同意の停止を、それを伝達するのに要する費用を除き、簡単にかつ無料でできる。緊急サービス用の通話はすべて、その利用者が始動させた非常用操作の帰結まで、そして、その操作の実現を可能とするためにのみ、利用者の同意の下にあるものとみなす。

V. 前記 II、III 及び IV に定める条件で保存し処理されたデータは、事業者が提供するサービスの利用者の識別、同事業者がおこなう通信の技術特性及び端末装置の位置探知を専ら対象とする。

上記データは、当該通信において、交換された通信または参照された情報の内容を、それがどのような形であれ、いかなる場合にも対象とできない。

上記データの保存と処理は、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号の規定を遵守しておこなう。

事業者は、本条に定める以外の目的への上記データの使用を防ぐために、あらゆる措置を講ずるものとする。

#### **第 L34 - 1 - 1 条**

(2001 年 7 月 25 日のオールドナンス第 2001 - 670 号第 18 条, 2001 年 7 月 28 日付官報)

(2004 年 7 月 9 日の法律第 2004 - 669 号第 8 条 I, 2004 年 7 月 10 日付官報)

(2006 年 1 月 23 日の法律第 2006 - 64 号第 6 条 I, 2006 年 1 月 24 日付官報)

テロ行為を未然に防ぐために〔2006 年 1 月 19 日の憲法院決定第 2005 532 DC 号によって違憲と宣言された規定参照〕、その任務を特に担当する国家警察及び国家憲兵隊の該当部署において個別に任命され正規に授権された係官は、第 L34 - 1 条に基づき、第 L34 - 1 条の I に述べられた事業者及び個人によって保存し処理されたデータの伝達を、同事業者及び同個人に要求することができる。

上記要求の対象となり得るデータは、電子通信サービスへの加入者番号または接続番号の識別に関する技術データ、指定された人物の加入者番号または接続番号全般の調査データ、使用された端末装置の位置に関するデータ、並びに、受発信先番号リスト及び通信時間・日時を対象とする加入者の通信に関する技術データに限定される。

第 1 段落に記載の事業者及び個人が必要あれば提示する追加費用で、上記要求に応えるためにのみ要し、そのために要したことの確認が可能な費用は、金銭的補償の対象となる。

係官の要求には理由が付され、その諾否は内相直属担当官の決定に委ねられる。同担当官は、内務大臣が「治安のための傍受による管理全国委員会」に提示し提案する少なくとも3名の名簿に基づき、同委員会によって3年の任期で再任可能として指名される。この担当官を代行できる補佐官（複数名）も同様の条件で指名される。また、この担当官は「治安のための傍受による管理全国委員会」に宛てた年間活動報告書を作成する。係官の要求は、その理由と共に記録の対象となり、「治安のための傍受による管理全国委員会」に伝達される。

上記委員会は、技術データの通信業務に関する監督をいつでもおこなうことができる。本条に定める規則への違反または権利と自由とへの侵害を同委員会が確認した場合には、同委員会は内務大臣に勧告を提出する。内務大臣は確認された違反に対し講じた措置を、15日以内に同委員会に通知するものとする。

本条の規定の適用方式は、コンセイユ・デタ（国務院）が、「情報処理及び自由に関する全国委員会」と「治安のための傍受による管理全国委員会」の意見を受けて、要求後の所要手続き、並びに、伝達されたデータの保存条件及び期間を特に明確にするものとして発するデクレ（政令）によって定められる。

### （3）テロ対策新法第5条の下位法令（デクレ）

#### 法令の全文訳

デクレ、アレテ、通達

一般文書

法務省

#### 「電子通信データの保存に関する2006年3月24日のデクレ第2006-358号」

NOR: JUSD0630025D

首相は、

国務大臣兼内務・国土整備、経済・財務・産業大臣及び国璽奉書・法務大臣の報告に基づき、

郵便・電子通信法典、特にその第L34-1条に鑑み、

刑事訴訟法に鑑み、

情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日の改正法律第78-17号に鑑み、

2005年10月7日の電子通信・郵便監督庁の意見に鑑み、

2005年10月26日の郵便・電子通信公衆サービス高等委員会の意見に鑑み、

2005年11月10日の情報科学と自由に関する全国委員会の意見に鑑み、

2005年11月30日の電子通信ネットワークとサービス諮問委員会の答申に鑑み、

2005年12月2日の無線通信諮問委員会の答申に鑑み、

コンセイユ・デタ（国務院）内務部の了解に基づき、



次のとおり公布する。

## 第 1 条

「電子通信ネットワークとサービスの利用者の私生活の保護」と題された郵便・電子通信法典の法規部第 2 編第 1 章第 2 節第 3 款（コンセイユ・デタの議を経たデクレ）は、以下のとおり記載された第 R10 - 12 条、第 R10 - 13 条及び第 R10 - 14 条を含む：

「第 R10 - 12 条 第 L34 - 1 条の II 及び III の適用に当たって、交信記録は、電子通信方式によって利用可能とされる情報であり、事業者がその伝送をおこない、法律で追求される目的から見て適切である電子通信の際に事業者によって記録され得る情報と解される。」

### 「第 R10 - 13 条

I. 第 L34 - 1 条の II に基づき、電子通信事業者は、刑事犯罪の捜査、確認及び訴追の必要のために、以下を保存する：

- a) 利用者の識別を可能にする情報
- b) 利用された通信端末装置に関するデータ
- c) 技術特性並びに各通信の日時及び長さ
- d) 要求されたか利用された補足サービスに関するデータ及びそれらサービスのプロバイダー
- e) 通信の受信者一名または複数名の識別を可能とするデータ

II. 事業者は、電話通信活動に当たって、I に述べられたデータ、さらに、通信の起点と位置探知を可能にするデータを保存する。

III. 本条に述べられたデータの保存期間は、記録の日から 1 年とする。

IV. 本条に述べられたカテゴリーに属するデータの提供のために司法機関からの要請によって事業者が負担する確認可能で固有の追加費用は、刑事訴訟法第 R213 - 1 条に定める方式に従って補償される。」

### 「第 R10 - 14 条

I. 第 L34 - 1 条の III に基づき、電子通信事業者は、その事業の請求書作成と支払いの必要のために、利用者の識別を可能とする技術的性格を有するデータ、並びに、第 R10 - 13 条の I の b、c 及び d に述べられたデータの保存を許される。

II. 電話通信活動のために、事業者は、I に述べられたデータに加えて、通信の位置探知に関して及び通信の受信者一名または複数名の識別に関しての技術的性格を有するデータ、並びに、請求書作成を可能とするデータを保存できる。

III. 本条の I と II に述べられたデータは、提供されたサービスに対する請求書作成と支払いに必要な場合に限り保存できる。当該データの保存期間は、1 年を越えることなく、その目的に厳密に必要な時間に限定される。

IV. ネットワークとその設備の安全のために、事業者は 3 ヶ月を越えない期間で以下を保存できる：

- a) 通信の起点の識別を可能にするデータ

- b) 技術特性並びに各通信の日時及び長さ
- c) 通信の受信者一名または複数名の識別を可能とする技術的性格を有するデータ
- d) 要求されたか利用された補足サービスに関するデータ及びそれらサービスのプロバイダー

## 第2条

《年報と情報サービス》と題された郵便・電子通信法典の法規部第2編第1章第2節第2款(コンセイク・データの議を経たデクレ)において、第R11条は第R10-11条となる。

## 第3条

刑事訴訟法(第2部:コンセイク・データの議を経たデクレ)も以下のとおり修正する:

1° 第R92条22°の後に23°として以下の記述を追加する:

「23° 郵便・電子通信法典第L34-1条のIIに基づき、保存したデータの提供に対応する費用」

2° 第5編第10章第2節に、以下のとおり記載の第R213-1条を含む「電子通信事業者の費用」と題する第11款を作成する:

「第R213-1条 - 郵便・電子通信法典第L34-1条のIIに基づき保存されたデータの提供に対応する第R92条の23°に述べられた費用に関する料金は、経済・財務・産業大臣と法務大臣が発するアレテ<sup>35</sup>によって定められる。このアレテは、司法機関からの要請によって当該データの提供に対して事業者が負担する確認可能で固有の追加費用を必要な場合には考慮し、データのカテゴリーと求められたサービス業務に従って、適用料金を分類する。」

## 第4条

本デクレの規定は、マヨットにおいて当然に適用されるが、その他にニュー・カレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス-エ-フトゥナ諸島に適用される。

## 第5条

国務大臣兼内務・国土整備大臣、経済・財務・産業大臣、海外県・海外領土大臣及び法務大臣は、各々その所管事項に関して、本デクレの実施責任を負う。本デクレはフランス共和国官報に公示される。

2006年3月24日、パリにて作成

<sup>35</sup> 原文の *arrêté* は法令、布告、命令などとも訳されているが、通常の慣行に従ってカタカナで「アレテ」と訳した。1 もしくは複数の大臣(大臣アレテ、共同大臣アレテ) または他の行政庁(県知事アレテ、市町村長アレテ)が発する一般的または個別的な効力範囲をもつ執行的決定である。中村紘一、新倉修、今関源成監訳『フランス語法律用語集』三省堂、2002年1月。

首相ドミニク・ドヴィルパン  
国璽奉書・法務大臣パルカル・クレマン  
国務大臣兼内務・国土整備大臣ニコラ・サルコジ  
経済・財務・産業大臣ティエリ・ブルトン  
海外県・海外領土大臣フランソワ・パロワン  
産業担当副大臣フランソワ・ロース

( 4 ) テロ対策新法第 6 条の下位法令 ( デクレ )

法令の全文訳

2006 年 12 月 23 日付官報 297 号 19436 ページ  
本文 N o 4

デクレ, アレテ, 通達  
一般文書  
内務・国土整備省

「テロリズムとの闘いに関する、並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る 2006 年 1 月 23 日の法律第 2006-64 号第 6 条の I の適用のために採択された 2006 年 12 月 22 日のデクレ第 2006 - 1651 号」

NOR: INTC0600284D

首相は,

国務大臣兼内務・国土整備大臣, 防衛大臣, 経済・財務・産業大臣の報告に基づき,  
郵便・電子通信法典, 特にその第 L34 - 1 条, 第 L34 - 1 - 1 条並びに第 R10 - 12 条から第 R10 - 14 条に鑑み,  
情報処理, ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号に鑑み,  
電子通信を手段として発信された通信の秘密に関する 1991 年 7 月 10 日の改正法律第 91-646 号に鑑み,  
テロリズムとの闘いに関する, 並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る 2006 年 1 月 23 日の法律第 2006-64 号, 特にその第 6 条, 第 28 条, 第 32 条及び第 33 条に鑑み,  
電子通信データの保存に関する 2006 年 3 月 24 日のデクレ第 2006-358 号に鑑み,  
2006 年 7 月 12 日付の治安のための傍受による管理全国委員会の意見に鑑み,  
2006 年 9 月 7 日付の電子通信・郵便監督庁の意見に鑑み,  
2006 年 9 月 28 日付の情報処理及び自由に関する全国委員会の意見に鑑み,  
2006 年 10 月 3 日付の無線通信諮問委員会の答申に鑑み,

2006年10月4日付の郵便・電子通信公衆サービス上級委員会の意見に鑑み、  
2006年10月11日付の電子通信ネットワークとサービス諮問委員会の答申に鑑み、

コンセイク・デタ（国務院）内務部の了解に基づき、  
次のとおり公布する。

## 第1条

郵便・電子通信法典の法規部第2編第1章第2節第3款（コンセイク・デタの議を経たデクレ）において、以下のとおり記載された8つの条を第R10 - 14条の後に挿入する：

「第R10 - 15条 - 第L34 - 1 - 1条の第1項に述べられた係官は、その名簿が2006年1月23日の法律第2006 - 64号の第33条に定めるアレテによって規定されており、テロ行為の防止対策を任務とする国家警察及び国家憲兵隊の担当部署の長によって指名される。当該係官は彼らが所属する部署の部長または本部長によってその資格を与えられる。」

「第R10 - 16条 - 第L34 - 1 - 1条に述べられた内相直属担当官及びその補佐官の指名を可能とするために、内務大臣は「治安のための傍受による管理全国委員会」に、用意すべき各ポストに対して、その能力と公正さを理由として選定した少なくとも3名の名簿を送付する。この選定理由が付された名簿による提案は、内相直属担当官とその補佐官の任期満了の少なくとも3ヶ月前に、同委員会に送付されるものとする。  
内相直属担当官とその補佐官を指名する同委員会の決定は、内務大臣に通知され、フランス共和国官報に公示される。」

「第R10 - 17条 - 第L34 - 1 - 1条に定めるデータの伝達要求は以下の情報を含む：

- a) 要求者の氏名及び肩書、並びに、同要求者の配属部署及びその部署の所番地
- b) 伝達が要求されたデータの種類及び必要な場合には該当期間
- c) 要求の理由<sup>36</sup>」

「第R10 - 18条 - 第R10 - 17条に述べられた要求は、第R10 - 15条に定める条件で指名された係官によって、第L34 - 1 - 1条に述べられた内相直属担当官に伝達される。  
上記の要求及び内相直属担当官の決定は、内務省が利用するデータ自動処理システム<sup>37</sup>内に最長1年間、記録され保存される。」

「第R10 - 19条 - 内相直属担当官によって承認された要求は、第R10 - 15条に定める条件で指名された係官によって、その理由を付すことなしに、第L34 - 1条のIに述べられた事業者と個人に送付され、同事業者と同個人は、要求の発信者に要求されたデータを直ちに伝達するものとする。」

<sup>36</sup> 原文の motivation は「動機、誘因」などの訳があるが、ここでは「理由」と訳した。

<sup>37</sup> 原文の traitements automatisés を「データ自動処理システム」と訳した。

前項に定める伝達は、関係する事業者と結んだ取り決めによって、または、それがない場合には内務大臣と電子通信担当大臣との共同アレテによって定義された方式で、その安全、保全性及び追跡調査を確保する方式に従っておこなわれる。

第 L34 - 1 条の I に述べられた事業者及び個人によって提供されたデータは、内務省と防衛省が利用するデータ自動処理システム内に最長 3 年間、記録され保存される。」

「第 R10 - 20 条 - 各要求のコピー 1 部が、内相直属担当官による承認から数えて最長 7 日以内に、「治安のための傍受による管理全国委員会」に送付される。同委員会の意見をを受けて発せられる内務大臣のアレテは、この送付方法を定める。

同委員会はさらに、第 R10 - 18 条と第 R10 - 19 条に述べられたデータ自動処理システムに記録されたデータに、いつでもアクセスできる。同委員会はまた、内相直属担当官によって承認された要求の理由について説明を求めることができる。」

「第 R10 - 21 条 - 第 L34 - 1 - 1 条に定めるデータの提供に当たって第 L34 - 1 条の I に述べられた事業者と個人によって負担された確認可能で固有の追加費用は、当該料金を参照し、内務大臣、予算担当大臣及び電子通信担当大臣の共同アレテによって規定された方式に従って、国による償還の対象となる。」

「第 R10 - 22 条 - 本款の規定は、マヨットにおいて当然に適用されるが、その他にニュー・カレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス-エ-フトゥナ諸島に適用される。また、第 R10 - 15 条から第 R10 - 21 条の規定は、フランス領南方・南極地域に適用される。」

## 第 2 条

再区分された 2006 年 3 月 24 日のデクレ第 4 条は廃止する。

## 第 3 条

国務大臣兼内務・国土整備大臣、経済・財務・産業大臣、海外領土大臣及び法務大臣は、各々その所管事項に関して、本デクレの実施責任を負う。本デクレはフランス共和国官報に公示される。

2006 年 12 月 22 日、パリにて作成

首相ドミニク・ドヴィルパン

国務大臣兼内務・国土整備大臣ニコラ・サルコジ

防衛大臣ミシェル・アリオ＝マリ

経済・財務・産業大臣ティエリ・ブルトン

海外領土大臣フランソワ・バロワン